

小規模多機能型居宅介護(短期利用)、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)、介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)の考え方について(案)

サービス種類コード	サービス種類名	短期利用／短期利用以外	区分支給限度額	給付管理票作成者	サービス計画費	備考
73	小規模多機能型居宅介護	短期利用以外	対象	小規模多機能型居宅介護のケアマネージャ	算定できない(小規模多機能型居宅介護の報酬に含む)	
77	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)		対象	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)のケアマネージャ	算定できない(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の報酬に含む)	
75	介護予防小規模多機能型居宅介護		対象	介護予防小規模多機能型居宅介護のケアマネージャ	算定できない(介護予防小規模多機能型居宅介護の報酬に含む)	
(新)68	小規模多機能型居宅介護(短期利用)	短期利用	対象	居宅介護支援事業者	居宅介護支援費	<ul style="list-style-type: none"> ・短期利用の利用者の給付管理を(介護予防)小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の内マネが行うことは困難であり、普段当該利用者が利用している外マネにケアマネジメントを行ってもらうことになる。 ・7日(やむを得ない事情がある場合は14日)だけ限定的に利用し、その後は居宅等に戻ることを想定している。 ・事業所の登録定員に空きがある場合であっても、緊急やむを得ない場合など一定の要件を満たした場合などの限定的な取扱いと考えている。
(新)79	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)		対象	居宅介護支援事業者	居宅介護支援費	
(新)69	介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)		対象	介護予防支援事業者	介護予防支援費	

新規

【留意事項】

平成27年4月サービス分から、68:小規模多機能型居宅介護(短期利用)、79:複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)及び69:介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)を新設する。

68:小規模多機能型居宅介護(短期利用)、79:複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)及び69:介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)のシステムの取扱いについては以下の対応とするので、留意すること。

(1) 平成27年5月請求分及び6月請求分に係る対応

- ・事業所が国保連合会に68:小規模多機能型居宅介護(短期利用)、79:複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)及び69:介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)の請求を行った場合、返戻となり、支払が行われない。平成27年4月サービス分及び5月サービス分については、平成27年7月以降に国保連合会に請求を行うこと。
- 給付管理票についても、68:小規模多機能型居宅介護(短期利用)、79:複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)及び69:介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)を記載した場合、返戻となる。(なお、当該短期利用サービスを利用した者に係る給付管理票において、当該短期利用サービス以外のサービスのみを記載した給付管理票を提出した場合、5月審査及び6月審査においても通常どおり審査が行われるが、この場合、7月審査において給付管理票(修正)の提出が必要となる。)

- ・都道府県が国保連合会に68:小規模多機能型居宅介護(短期利用)、79:複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)及び69:介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)の事業所異動連絡票情報を送付した場合、エラーとなり、登録できない。平成27年4月異動分及び5月異動分については、平成27年7月以降に国保連合会に事業所異動連絡票情報を送付すること。

(2) 平成27年7月審査分以降に係る対応

- ・事業所が国保連合会に68:小規模多機能型居宅介護(短期利用)、79:複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)及び69:介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)の請求を行った場合、通常どおり審査が行われる。給付管理票についても通常どおり審査が行われる。
- ・都道府県が国保連合会に68:小規模多機能型居宅介護(短期利用)、79:複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)及び69:介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)の事業所異動連絡票情報を送付した場合、通常どおりチェックが行われる。